

1. 避難場所・避難道路計画の改定

(1) 指定の目的等

避難場所は、大震災時の市街地大火から区民の生命を守るため、あらかじめ安全な場所を確保し、区民への周知を図るものであり、東京都震災予防条例（昭和46年東京都条例第121号）に基づいて指定している。また、震災時の避難にあたっては、指定避難場所に任意の経路を利用して避難することを原則としているが、3km以上の遠距離避難地域を中心に、避難者を安全円滑に誘導するため、同条例に基づいて避難道路を指定している。

なお、避難場所の管理・運用については、都区間の役割分担により、区が行うことになっている。

(参考) 東京都震災予防条例第37条「避難場所の確保」

- ・知事は、震災の発生時に都民を安全に保護するために必要な避難場所の確保に努めなければならない。

同条例第38条「避難道路の確保」

- ・知事は、震災の発生時に都民を避難場所に安全に避難させるため必要な道路の確保に努めなければならない。

(2) 指定経緯

昭和43年・・・東京都地域防災計画に42か所の広域避難地を（避難場所）を指定

昭和47年・・・東京都震災予防条例に基づき、避難場所121か所を指定

昭和49年・・・東京都震災予防条例に基づき、206路線・総延長307kmの避難道路を指定

昭和54年・・・134か所の避難場所と195路線・総延長284kmの避難道路を指定(第一回見直し)

昭和60年・・・137か所の避難場所と168路線・総延長241kmの避難道路を指定(第二回見直し)

平成 4年・・・148か所の避難場所と139路線・総延長181kmの避難道路を指定(第三回見直し)

(3) 今回（第四回）見直しの内容

平成10年・・・172か所の避難場所と122路線・総延長124kmの避難道路を指定

- 1) 避難場所は、新たに24か所追加指定して172か所とするとともに、地区割当計画を改定した。
- 2) 避難道路は、避難場所及び地区割当計画の改定により、一部解除及び短縮した結果、前回と比較して、路線数17路線減の122路線に、総延長は、57km減の124kmとした。
- 3) 避難場所までの距離が3km以上の遠距離避難地域は、前回と比較して面積が1,757ha減の47haに、避難計画人口が31万人減の9万人に改善された。
- 4) 避難場所の面積は、精査したことにより減少したが、「地区内残留人口」が増加したことにより一人当たり面積は、前回と比較して約0.1㎡増の2.71㎡に改善された。
- 5) 地区内に残留することが可能な「地区内残留地区」については、従来の丸の内周辺地区、西新宿地区を拡充するとともに、新たに池袋、澁谷、五反田の3地区を追加指定して1,007haとした。

なお、この改定結果は、東京都地域防災計画に位置づける。

(4) 告示、施行（予定）

告示 平成10年3月31日

施行 平成10年5月 1日

16 豊 島 区

番号	避難場所名	利用する町丁名	町丁数	避難計画人口 (人)	最 遠 地 点		備 考
					町 丁 名	直線距離 (km)	
25	教育の森公園一帯	南大塚2と1.3の各一部	3	12,300	南大塚3丁目	1.5	
83	染井墓地・駒込中学校一帯	駒込1.2.3.4.5.6.7 巣鴨1.2.3.4.5 西巣鴨1.2.3.4. 北大塚1.2.3 上池袋1.3.4と2の一部 南大塚1の一部	24	89,800	上池袋2丁目	1.9	
84	雑司ヶ谷墓地	南池袋3.4と2の一部 雑司ヶ谷1と2.3の各一部	6	24,200	南池袋2丁目	0.6	
85	豊島区立総合体育場一帯	東池袋2.3.4.5 南池袋2の一部 南大塚3の一部	6	65,300	東池袋5丁目	0.6	
86	学習院大学	南池袋1の一部 西池袋2 高田1.2.3 目白1.2.3.4.5 南長崎1.2.3.4.5.6 長崎1.2.3.4.5.6 千早1.2.3.4 雑司ヶ谷2.3の各一部	28	98,200	千早4丁目	2.9	
87	立教大学	西池袋3.4.5 池袋2.3の各一部	5	37,400	池袋2丁目	0.7	
89	桐ヶ丘・赤羽台・西が丘地区一帯	池袋1.2.3.4の各一部 池袋本町1.2.3.4	8	23,700	池袋2丁目	3.3	
101	城北中央公園一帯	要町1.2.3 高松1.2.3 千川1.2	8	21,000	要町1丁目	2.9	
171	地区内残留・池袋地区	上池袋2の一部 東池袋1 南池袋1の一部 西池袋1 池袋1.2.4の各一部	4	71,000	—	—	